

令和7年度広島県マイクロプラスチック実態調査業務委託仕様書

1 概要

県内の公共用水域（海域）の3地点について、マイクロプラスチック量を調査することにより、県内公共用水域のマイクロプラスチックの実態を把握する。

2 業務内容

（1）調査

ア 概要

県内公共用水域（海域）におけるマイクロプラスチックの実態を把握するため、マイクロプラスチックの測定を実施する。

イ 調査方法等

対象水域：広島湾西部、安芸津・安浦地先、備讃瀬戸の各海域

調査箇所：別紙1のとおり

調査回数：年1回（11月）

調査方法：調査は「漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調和ガイドライン」（環境省）に基づいて、実施する。

（2）調査結果の取りまとめ

年1回、調査のデータをとりまとめ、マイクロプラスチックの量と組成について報告する。

また、マイクロプラスチックの量と組成を比較検討して、マイクロプラスチックの地域的、組成的な傾向について分析し、報告書にまとめる。

3 成果品等

区分	納入期限	仕様	部数
結果報告書	令和8年1月30日（金）	上記（2）イのとおり	1

※ワード等の編集可能な形式及びpdf版をCD-R又はDVD-Rに保存したものを添付

※調査の精度管理の方法等に関する資料を報告書とは別に提出すること

【基本スケジュール】

実施時期		10月	11月	12月	1月
マイクロプラスチック 実態調査	海域調査		○		
	報告書				○
業務打合せ		○			

4 その他

○海域での採水作業については、海上保安部へ港則法及び海上交通安全法に基づき許可申請、又は届出を行い、関係法令を遵守して業務を実施すること。

○別途、県の微細MP調査を実施するため、3地点について、県職員3名が調査船に同乗する。